

令和元年度

第1回市川市交通対策審議会

日 時: 令和2年1月21日(火)14時30分～

場 所: 市川南仮設庁舎 1-1、1-2会議室

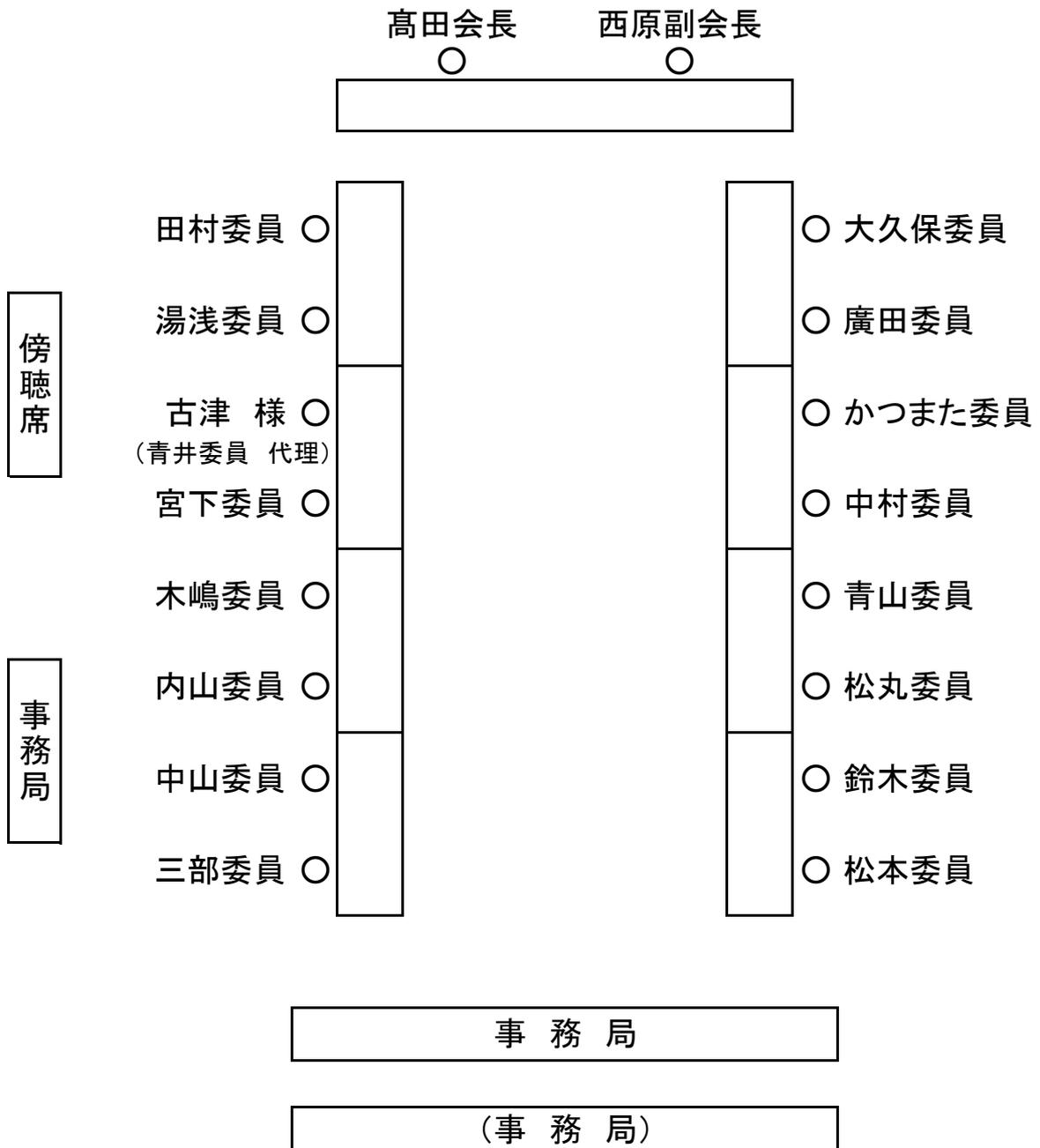
会 議 次 第

1. 開会
2. 市内幼稚園・保育園等の園外保育経路の安全対策について(報告)
3. 北千葉道路について(報告)
4. 市川ナンバーの交付開始について(報告)
5. その他
6. 閉 会

令和元年度第1回市川市交通対策審議会 席次表

日時：令和2年1月21日(火)14時30分

場所：市川南仮設庁舎 1-1・1-2会議室



市川市交通対策審議会委員名簿

	選出区分	氏名	ふりがな	推薦母体等
1	市議会推薦	佐直 友樹	さじき ともき	市川市議会 議員
2	〃	大久保 たかし	おおくぼ たかし	〃
3	〃	廣田 徳子	ひろた のりこ	〃
4	〃	かつまた 竜大	かつまた りゅうだい	〃
5	〃	中村 よしお	なかむら よしお	〃
6	〃	青山 ひろかず	あおやま ひろかず	〃
7	学識経験者	西原 相五	にしはら そうご	日本大学工学部非常勤講師 TRプランニング顧問
8	〃	高田 邦道	たかだ くにみち	日本大学工学部名誉教授
9	市民の代表者	松丸 陽輔	まつまる ようすけ	市川市PTA連絡協議会 副会長
10	〃	鈴木 茂	すずき しげる	市川市自治会連合協議会 常任理事
11	〃	松本 利美	まつもと としみ	市川市交通安全母の会 会計
12	〃	三部 ミヨ子	さんべ みよこ	少年補導員連絡協議会 会長
13	〃	金子 正	かねこ ただし	市川地区安全運転管理者協議会 会長
14	〃	中山 忠三	なかやま ちゅうぞう	市川商工会議所 議員
15	関係機関の職員	内山 啓治	うちやま けいじ	東日本旅客鉄道(株)千葉支社 市川駅長
16	〃	木津 和久	きづ かずひさ	東京地下鉄(株) 鉄道統括部 計画課 渉外・工事調整担当課長
17	〃	加藤 浩一	かとう こういち	京成バス株式会社 常務取締役
18	〃	木嶋 譲	きじま ゆずる	千葉県タクシー協会 理事 事故防止委員長 (東洋タクシー代表取締役社長)
19	〃	宮下 直也	みやした なおや	千葉県葛南土木事務所 所長
20	〃	青井 崇	あおい たかし	市川警察署 交通課長 ※代理出席:交通課規制係長 古津 健治
21	〃	湯浅 浩一	ゆあさ ひろかず	市川交通安全協会 青年部役員
22	〃	田村 利博	たむら としひろ	行徳警察署 交通課長

任期

①市議会推薦

令和元年6月24日～令和3年6月23日

②学識経験者・市民代表・関係機関

平成30年6月26日～平成32年6月25日

○市川市交通対策審議会条例

昭和50年3月31日

条例第19号

(設置)

第1条 本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市川市交通対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の任務)

第2条 審議会は、本市の交通対策のすべてについて市長の諮問に応じ調査、審議するとともに、その実施について建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、非常勤の委員22名で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号により市長が委嘱する。

- (1) 議会の推せんした議員 6名
- (2) 学識経験者 2名
- (3) 市民の代表者 6名
- (4) 関係機関の職員 8名

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会は、専門の事項を審議するため必要と認めたときは、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の中から互選する。

4 部会の会議については、第6条の規定を準用する。

5 部会長は、部務を統理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

(審議会の事務)

第8条 審議会の事務は、道路交通部において所掌する。

(昭60条例1・昭61条例23・平6条例1・平11条例4・平18条例1・一部改正)

(報酬及び費用弁償)

第9条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(平23条例4・一部改正)

(審議会の運営その他必要な事項)

第10条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が市長の同意を得て定める。

附 則(抄)

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

(市川市交通安全対策委員会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

市川市交通安全対策委員会条例(昭和43年条例第23号)

市川市交通安全対策会議条例(昭和46年条例第3号)

附 則(昭和60年3月28日条例第1号)抄

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年6月25日条例第23号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則(平成6年3月29日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月24日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月24日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

市内幼稚園・保育園等の園外保育経路の安全対策について

◎対策に至る経緯

- ・令和元年5月8日、滋賀県大津市で園外保育中の園児の列に車両が突っ込む事故が発生（園児2名が死亡、園児1名が重体、保育士を含む13名が重軽傷）
- ・全国的に幼稚園、保育園等の園外保育経路の安全対策の機運が高まる

◎こども政策部の対応

- ・事故の報道を受け、市内の幼稚園、保育園等全219施設に園外保育経路の危険個所のアンケートを実施
- ・81施設から回答があり、交通安全対策について道路交通部へ要請

◎道路交通部の対応

- ・アンケート調査結果を取りまとめ、190箇所の詳細調査箇所を選定
- ・令和元年6月3日～7日、道路交通部職員により190箇所の対象箇所の現地調査を実施
- ・現地を詳細に調査した結果、133箇所で安全対策が必要と判断
- ・そのうち24箇所の国・県道部を除く109箇所（本庁管内54箇所・行徳支所管内55箇所）の交差点等について安全対策を行うこととした（国・県道部は千葉県葛南土木事務所へ対策を依頼）
- ・令和元年9月議会で補正予算を取り、現在、車止めポール・ガードパイプ等の設置を進めている

○安全対策の一例(車止め・ガードパイプ)

• 対策前



• 対策後



ガードパイプ

車止め

一般国道464号北千葉道路
(市川市～船橋市)

環境影響評価方法書 のあらまし



至千葉NT

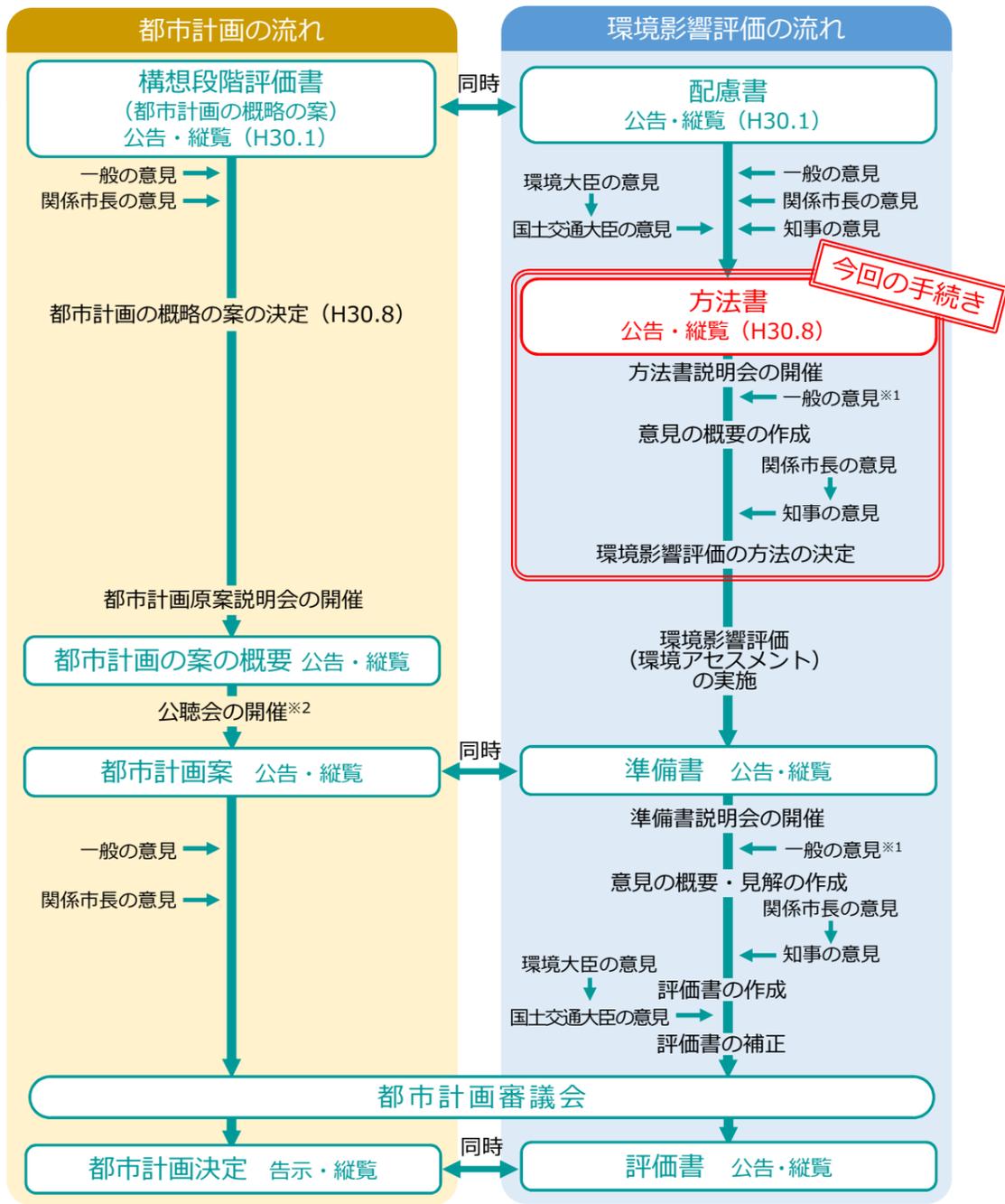
新鎌ヶ谷駅付近

平成30年8月

千葉県

◆方法書について

本事業は、下図のように環境影響評価と都市計画手続きを並行して進めています。
 今回、環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書(方法書)を作成しました。
 方法書は、平成30年1月に公表した計画段階環境配慮書(配慮書)に対する一般の方や千葉県知事、国土交通大臣等からの意見などを踏まえ、事業実施による環境影響要因(大気質や騒音、動物や植物など)を想定した上で、今後実施する環境影響評価(環境アセスメント)において、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価を行うかを取りまとめたものです。



※1: 一般の意見の提出期間は、「公告の日～縦覧期間満了日翌日より二週間後まで」とされています。
 ※2: 公述の申し出がない場合は、開催しません。

都市計画手続きとは・・・

都市計画は、将来のまちづくりを考えて、都市の骨組みを形づくっている道路等の位置、規模、構造などを定めるものです。住民に密接な影響を及ぼす計画ですので、その手続きでは、住民の意見を聞きながら案を作成するとともに、出来上がった案に対して住民の皆さんが意見を提出する機会が設けられています。

環境アセスメント手続きとは・・・

環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施する際に、その事業の実施に伴って生ずる環境への影響について、事前に調査・予測・評価するとともに環境保全措置の検討を行い、住民や行政機関などの意見を踏まえた上で、事業実施の際に環境の保全への適正な配慮を行う仕組みです。

- ◆都市計画対象道路事業の名称 一般国道464号北千葉道路(市川市～船橋市)
- ◆都市計画決定権者の名称 千葉県
- ◆対象事業の目的

北千葉道路は、東葛地域、北総地域の東西方向の骨格となる道路であり、首都圏北部、千葉ニュータウン、成田空港を結ぶことにより、国際競争力の強化を図るとともに、地域間の交流連携、物流の効率化等、地域の活性化に寄与することが期待されます。

市川市から鎌ヶ谷市間は、東西方向の幹線道路が脆弱なため、国道464号や並行する県道等では、慢性的に渋滞が発生しています。新しい幹線道路となる北千葉道路が整備されることで、交通が分散され、渋滞の緩和が期待されます。これらの課題と求められる機能から、政策目標は以下のとおりです。

- 成田空港等の拠点への広域高速移動の強化
- 周辺道路の渋滞の緩和
- 災害時の緊急輸送ネットワークの強化

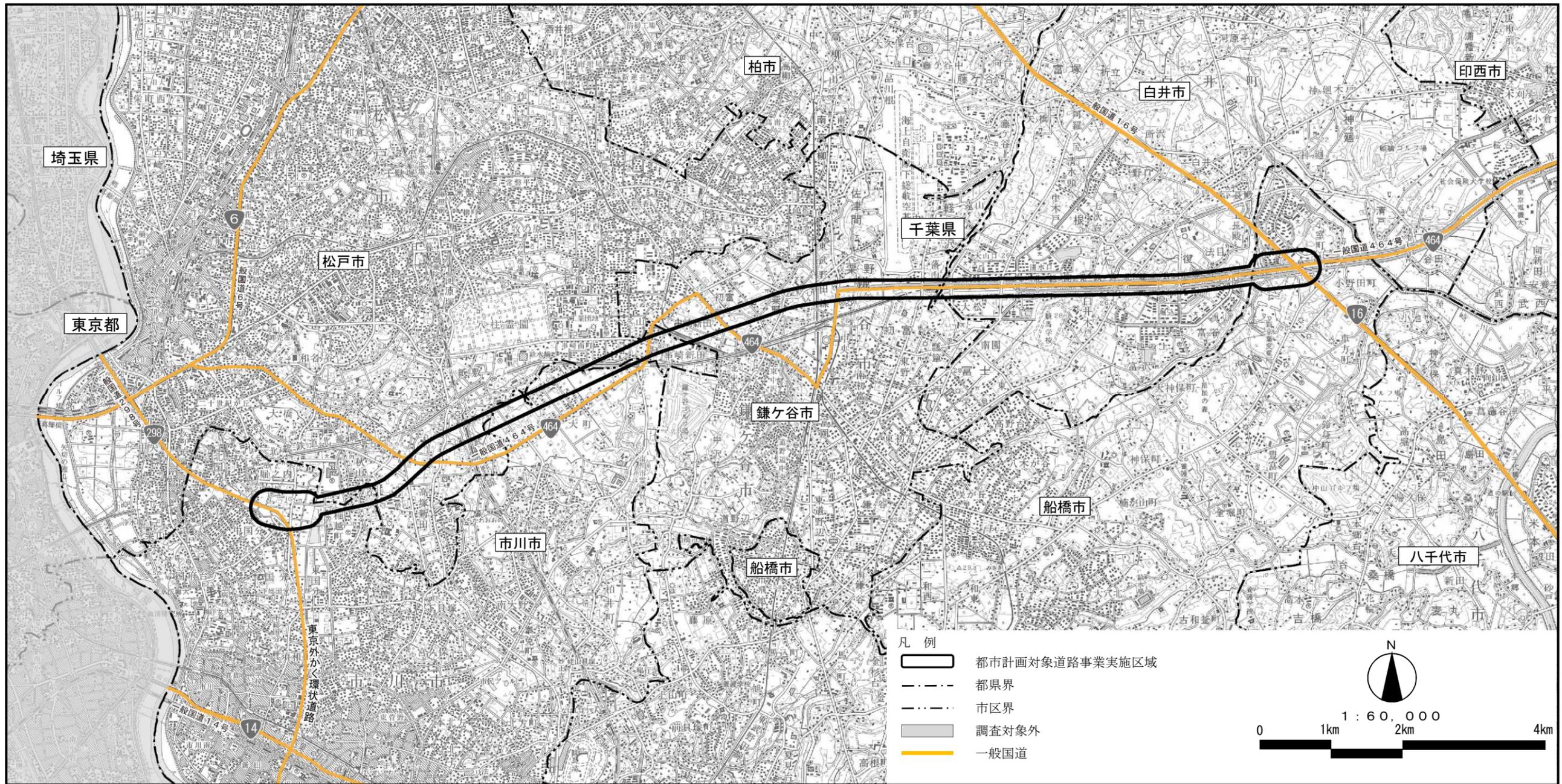


◆都市計画対象道路事業の内容

項目	内容
事業の種類	一般国道の改築
事業実施区域の位置	起点 千葉県市川市 終点 千葉県船橋市
事業の規模	延長 約15km
道路の車線数	・市川市～鎌ヶ谷市 自動車専用道路(専用部)4車線 一般国道(一般部)4車線 ・鎌ヶ谷市～船橋市 自動車専用道路(専用部)4車線
道路の設計速度	専用部 80km/h、一般部 60km/h
道路の区分(種級)	自動車専用道路(専用部)第1種第3級 一般国道(一般部)第4種第1級
構造の概要	地表式(盛土構造、切土構造)、掘割式(掘割構造)、高上式(高架構造)、地下式(トンネル構造)

なお、休憩施設の設置の計画はありません。

◆ 都市計画対象道路事業実施区域※位置図



この地図は、国土地理院発行の「1：50,000地形図、東京東北部（平成17年8月24日）・佐倉（平成10年9月1日）」を使用したものである。

◆ 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況

都市計画対象道路事業実施区域（対象事業実施区域）及びその周囲の自然的状況及び社会的状況について、既存の文献等を調査しました。

自然的状況

- ・大気質については、大気汚染常時監視測定局15カ所で調査が行われ、NO₂及びPM2.5では一部の測定局で非達成となっていますが、SO₂、SPM及びCOについてはすべての測定局で環境基準を達成しています。
- ・騒音については、環境騒音で一部地域を除いて環境基準を達成しています。自動車騒音については、昼間・夜間とも基準値以下の割合は、17.9%～100%となっています。また、振動についてはすべての地点で要請限度以下の値となっています。
- ・動物・植物については、哺乳類で7種、鳥類で113種、両生類で6種、爬虫類で12種、魚類で21種、昆虫類で225種、クモ類で9種、多足類で2種、陸産貝類で2種、底生動物で37種、植物で331種の重要な種が確認されています。また、対象事業実施区域及びその周辺では、重要湿地が2箇所、重要な里地里山が5箇所、代表的な湧水が21箇所存在します。

※都市計画対象道路事業実施区域とは、事業により土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増設が予想される概ねの範囲であり、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置が予想される概ねの範囲を含む区域のこと。

社会的状況

- ・対象事業実施区域及びその周辺の8自治体（市川市、船橋市、松戸市、柏市、八千代市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市）の合計の人口（H27.10.1時点）は、2,458,469人、世帯数は1,070,369世帯です。
- ・対象事業実施区域は、主に市街化調整区域に属しており、一部は第一種低層住居専用地域や第一種住居地域となっています。
- ・対象事業実施区域の西側では国分川、中央付近では紙敷川、大津川、金山落、東側では神崎川、二重川が交差しており、主要な道路としては、対象事業実施区域と一部区間並行する一般国道464号等、交差する一般国道16号等があります。
- ・対象事業実施区域内及びその周辺には、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設があります。

◆ 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目の選定にあたっては、対象事業の内容のほか、対象事業実施区域及びその周囲の自然的・社会的状況を把握したうえで、道路事業に係る主務省令※に基づき、千葉県環境影響評価技術指針などを参考にしながら、配慮書についての一般の方や千葉県知事、国土交通大臣等の意見や専門家等の技術的助言などを踏まえて、次のとおり選定しました。

環境要素の区分	工事の実施							土地又は工作物の存在及び供用					
	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	去土工等又は既存の工作物の除	掘削工事、トンネル工事の実施	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	在道路(地表式又は掘削式)の存在	道路(嵩上式)の存在	道路(地下式)の存在	自動車の走行			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	●	●							○	
			粉じん等	○	○								
		騒音	騒音	○	○								○
		低周波音	低周波音										●
		振動	振動	○	○								○
	水環境	水質	水の濁り			●			●				
		水文環境	河川			●	●		●		●		
			地下水			●	●		●		●		
	土地、地盤、その他の環境	地盤	地盤沈下			●			●		●		
		その他の環境要素	日照障害							○			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	●					○					
	植物	重要な種及び群落						○					
	生態系	地域を特徴づける生態系						○					
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観							○				
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場								○			
環境への負荷の量の程度により予測、評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○								

○ : 道路事業に係る主務省令に示されている参考項目であり、本事業においても選定した項目
 ● : 道路事業に係る参考項目ではないものの、事業特性、地域特性から選定した項目
 ○ : 計画段階環境配慮書で選定された計画段階配慮事項に準ずる項目
 ※道路事業に係る主務省令: 道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令

◆ 調査・予測の手法

環境影響評価の項目ごとの調査・予測の手法の概要は、次のとおりです。

調査地点は、環境影響評価の項目ごとに、予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とします。

環境要素	調査の手法 (調査項目・現地調査方法)	予測の手法	
大気質	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	二酸化窒素・浮遊粒子状物質の濃度、気象(風向、風速、日射量、雲量)の状況	大気質の拡散モデルによる拡散式(ブルーム式及びパフ式)を用いて年平均値を予測
	粉じん等	粉じん等、気象(風向、風速)の状況	事例の引用又は解析により得られた経験式を用いて、季節別降下ばいじん量を予測
騒音	騒音	騒音、地表面、沿道の状況	音の伝搬理論に基づく予測式を用いて騒音レベルを予測
低周波音	低周波音	低周波音の状況、住居等の位置	既存調査結果より導かれた予測式を用いて低周波音圧レベルを予測
振動	振動	振動、地盤の状況	事例の引用又は解析により得られた式を用いて振動レベルを予測
水質	水の濁り	水質(浮遊物質量)、水象(流量)の状況	事例の引用又は解析による手法により、水の濁りを予測
水文環境	河川	河川流況、地形・地質、河川利用の状況	事例の引用又は解析による手法により、河川流量の変化を予測
	地下水	地下水、地形・地質、湧水の状況、地下水の取水状況	事例の引用又は解析による手法により、地下水の変化を予測
地盤	地盤沈下	地下水、帯水層の地質・水理、軟弱地盤層の状況	理論モデルによる計算又は数値シミュレーション等を用いて地盤沈下量を予測
その他の環境要素	日照障害	土地利用、地形の状況	太陽高度・方位、構造物高さ等から求める式を用いて、等時間の日影線を描いた日影図により予測
動物	重要な種及び注目すべき生息地	動物相、重要な種等の状況	動物の生息地の消失、縮小の程度を踏まえ、科学的な知見や類似事例を参考に予測
植物	重要な種及び群落	植物相、植生、重要な種等の状況	植物の生育地及び群落の消失、縮小の程度を踏まえ、科学的な知見や類似事例を参考に予測
生態系	地域を特徴づける生態系	動植物その他の自然環境に係る概況、地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況	動植物の生息・生育地の消失、縮小の程度を踏まえ、科学的な知見や類似事例を参考に予測
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な眺望地点、景観資源、主要な眺望景観の状況	主要な眺望点等に係る図上解析のほか、フォトモンタージュ法等による視覚的な表現手法で予測
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場の概況、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況	人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用環境等を踏まえた図上解析のほか、類似事例等を参考に予測
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	廃棄物等の種類ごとの発生・処分の状況 ※既存資料調査のみ	建設工事に伴う廃棄物等の種類ごとの発生量及び最終処分量を予測

◆ 評価の手法

環境影響評価の項目ごとの評価の手法の概要は、次のとおりです。

① 回避又は低減に係る評価

調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、本事業の実施に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減され、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、事業者の見解を明らかにすることにより評価します。

② 基準又は目標との整合

国又は関係する地方公共団体による環境保全の観点からの施策によって、選定項目に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。

◆ 方法書の縦覧について

縦覧場所

- ・千葉県 県土整備部 都市整備局 都市計画課
- ・市川市 道路交通部 交通計画課
- ・松戸市 街づくり部 都市計画課
- ・鎌ヶ谷市 都市建設部 道路河川整備課
- ・八千代市 都市整備部 都市計画課
- ・船橋市 環境部 環境政策課、建設局 都市計画部 都市計画課
- ・柏市 環境部 環境政策課、都市部 都市計画課
- ・白井市 都市建設部 都市計画課
- ・印西市 都市建設部 都市計画課

縦覧期間及び時間

平成30年8月14日(火)から9月13日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く)。
午前9時～午後5時

インターネットによる公表

千葉県 県土整備部 都市整備局 都市計画課ホームページ
※ホームページ上では、期間中の土曜日及び日曜日を含み、終日閲覧が可能です。

◆ 意見書の提出について

意見書の提出方法

方法書について、環境の保全の見地からご意見のある方は、下記の(1)から(3)により、どなたでも意見書を提出することができます。

(1) 提出期限：平成30年9月27日(木)午後5時まで(郵送の場合は当日消印有効)

(2) 提出先：〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号
千葉県 県土整備部 都市整備局 都市計画課

(3) 提出方法：郵送、又は持参

(4) 意見書の記載事項(以下のア～ウは必ず記載してください。)：

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所

(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 意見書の提出の対象である環境影響評価方法書の名称(「一般国道464号北千葉道路(市川市～船橋市)環境影響評価方法書」と記載するものとします。)

ウ 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見

(日本語により、意見の理由を含めて記載するものとします。)

※意見書は任意様式ですが、縦覧場所に参考様式を用意しています。

● ご質問・お問合せ先 ●

千葉県 県土整備部 都市整備局 都市計画課 都市計画班

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

TEL：043-223-3376

ホームページ：https://www.pref.chiba.lg.jp/tokei/

一般国道464号北千葉道路
(市川市～船橋市)

都市計画の原案説明会



令和元年7月

千葉県

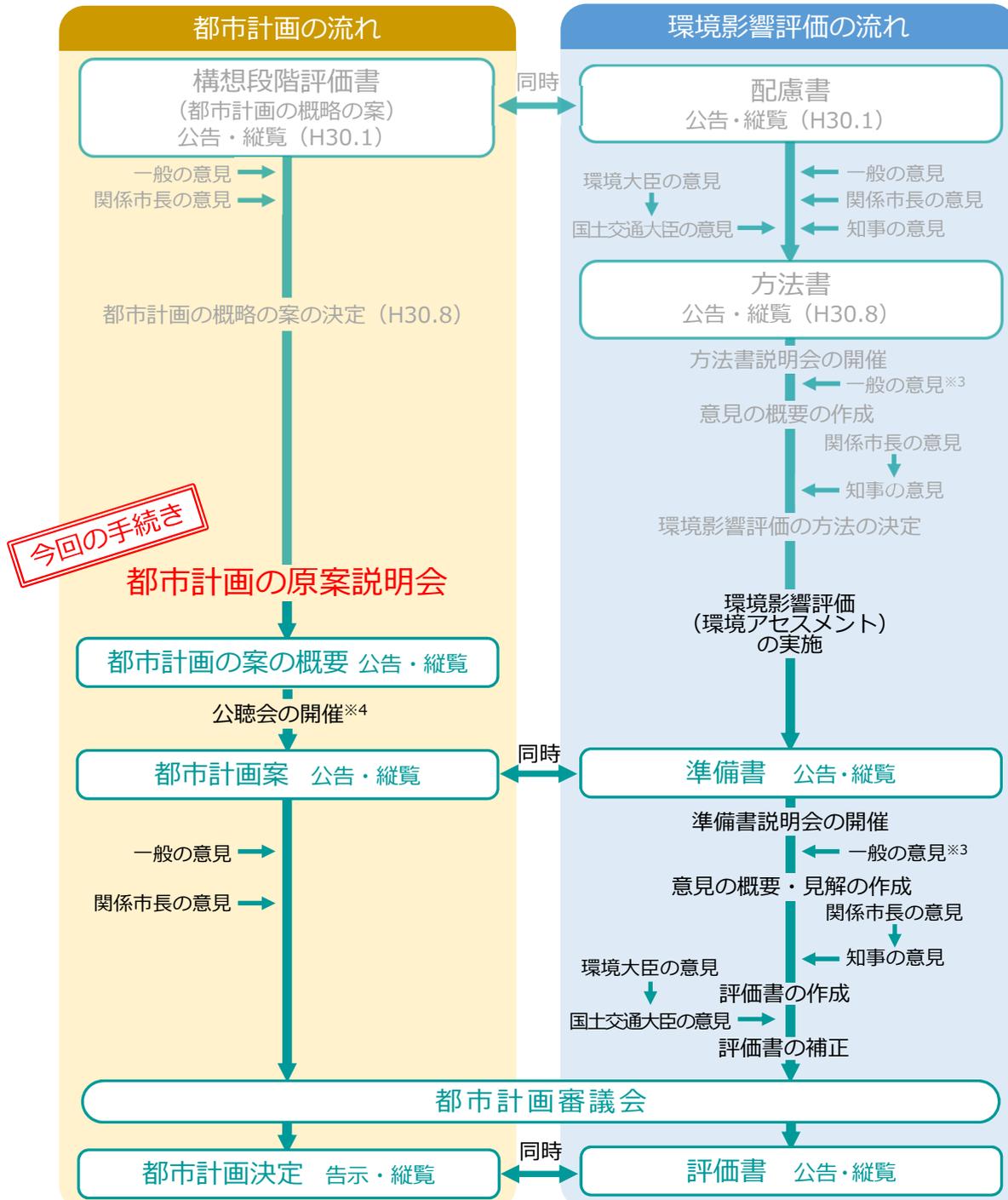
■ 環境アセスメント・都市計画手続きの流れ

本事業は、下図のように環境影響評価と都市計画手続きを並行して進めています。

令和元年5月23日に第9回北千葉道路連絡調整会議※1と令和元年度第1回千葉県道路協議会※2を開催し、概略計画（専用部・一般部の構造、横断構成、連結位置・構造等）を検討しました。

今回、概略計画に基づき、北千葉道路（市川市から船橋市間）の位置、規模、構造などを定めた都市計画の原案（案の概要）の説明を行います。

今後、「都市計画の案の概要」について、県や関係市での図書の縦覧や公聴会を開催する予定です。



※1：国・県・沿線市で構成され、北千葉道路の計画策定に向けて、検討・協議・調整を実施。

※2：国・県・千葉市・高速道路会社で構成され、県内における道路施策等に関する検討及び幹線道路の計画・調整、道路行政に関する啓発活動を実施。

※3：一般の意見の提出期間は、「公告の日～縦覧期間満了日翌日より二週間後まで」とされています。

※4：公述の申し出がない場合は、開催しません。

都市計画手続きとは・・・

都市計画は、将来のまちづくりを考えて、都市の骨組みを形づくっている道路等の位置、規模、構造などを定めるものです。住民に密接な影響を及ぼす計画ですので、その手続きでは、住民の意見を聴きながら案を作成するとともに、出来上がった案に対して住民の皆さんが意見を提出する機会が設けられています。



環境アセスメント手続きとは・・・

環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施する際に、その事業の実施に伴って生ずる環境への影響について、事前に調査・予測・評価するとともに環境保全措置の検討を行い、住民や行政機関などの意見を踏まえた上で、事業実施の際に環境の保全への適正な配慮を行う仕組みです。



■ 北千葉道路の概要・事業の目的

一般国道464号北千葉道路は、常磐自動車道と東関東自動車道のほぼ中間に位置し、市川市と成田市を結ぶ全長約43kmの幹線道路です。東葛飾地域、北総地域の東西方向の骨格となる道路であり、首都圏北部、千葉ニュータウン、成田空港を結ぶことにより、国際競争力の強化を図るとともに、地域間の交流連携、物流の効率化等、地域の活性化に寄与することが期待されます。

市川市から鎌ヶ谷市間は、東西方向の幹線道路が脆弱なため、国道464号や並行する県道等では、慢性的に渋滞が発生しています。

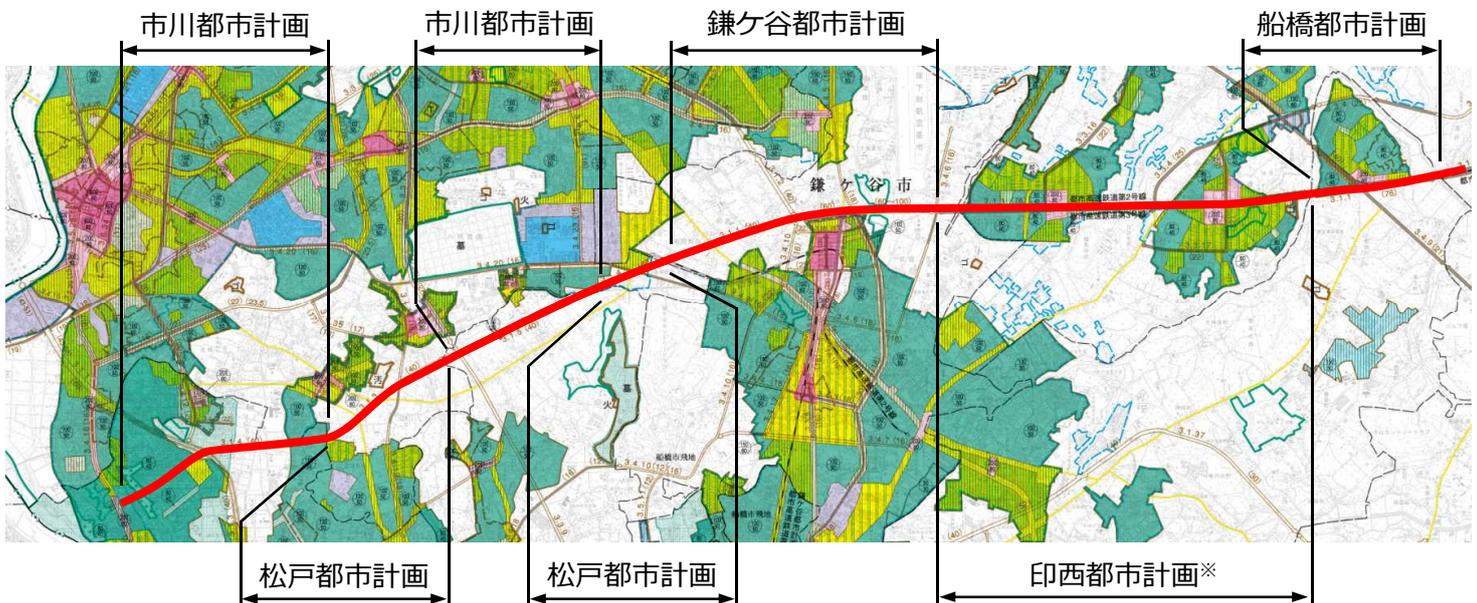
新しい幹線道路となる北千葉道路が整備されることで、交通が分散され、渋滞の緩和が期待されます。これらの課題と求められる機能から、政策目標は以下のとおりです。

- 成田空港等の拠点への広域高速移動の強化
- 周辺道路の渋滞の緩和
- 災害時の緊急輸送ネットワークの強化



■ 現在の都市計画決定の状況

北千葉道路（市川市～船橋市）については、昭和42年から44年にかけて、下図のとおり都市計画決定されています。



※：白井市と印西市は、印西都市計画となっています。

■ 北千葉道路(市川市～船橋市)の概略計画

◆ 基本構造(外環～鎌ヶ谷)

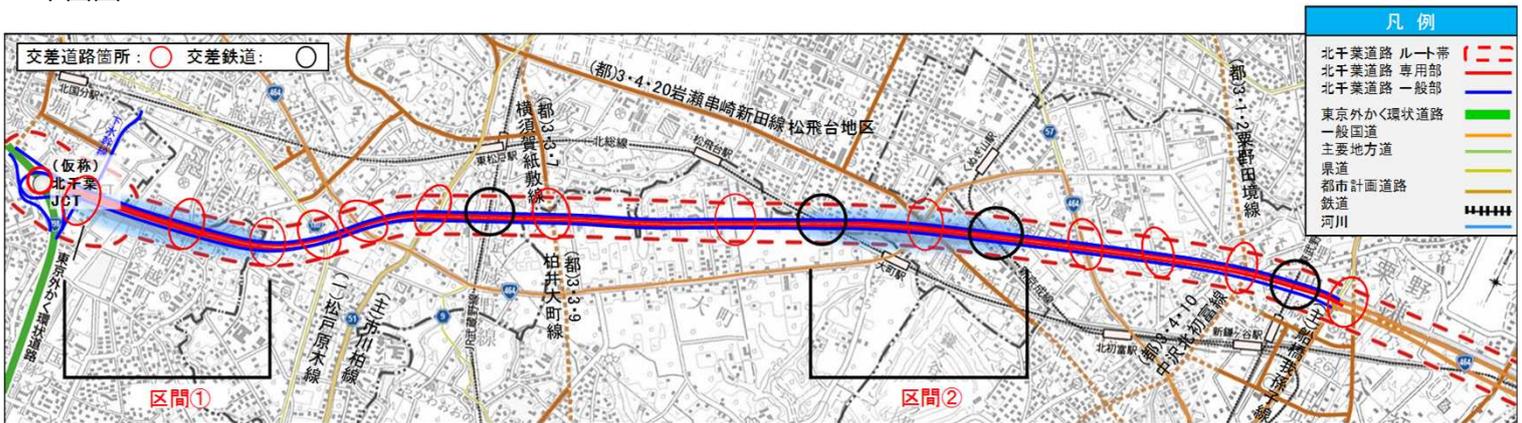
【専用部】

- 専用部については、計画ルートが多数の一般道や鉄道と交差すること、路線の重要性等を踏まえ、市街化が進んでいる地域において、できる限りの早期整備を目指すことなどから、高架構造を基本に計画する。
- 但し、次の区間については、現地の状況や構造基準等を踏まえ、地下構造を基本に計画する。
 - ・ 外環～県道松戸原木線までの間(約1.6km)【区間①】
 - ・ 北総線交差部(松飛台地区 約1.7km)【区間②】

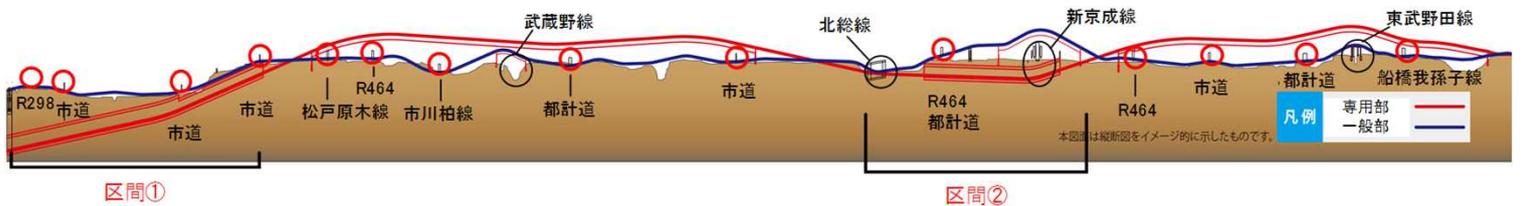
【一般部】

- 計画ルートは、一般国道464号や県道松戸原木線、船橋我孫子線など地域の幹線交通を担う路線や、沿線地域の生活道路となっている路線など多数の一般道と交差する。そのため一般部の構造については、一般部の走行性、安全性を確保しつつ、一般道との最適な道路ネットワークを形成するため、地表式を基本として計画し、
 - ・ 地域の幹線交通を担う路線については、交差点での接続を基本とする。(14箇所)
 - ・ 沿線地域の生活道路となっている路線については、副道を介しての接続を基本とする。
- 鉄道との交差箇所については、現地の状況や構造基準等を踏まえ、高架あるいは地下構造による立体交差とする。(4箇所)

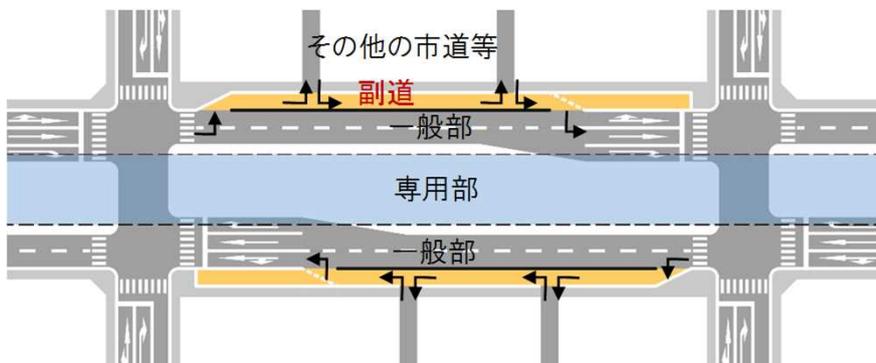
■ 平面図



■ 縦断面図



■ 副道の整備イメージ



■ 都市計画について

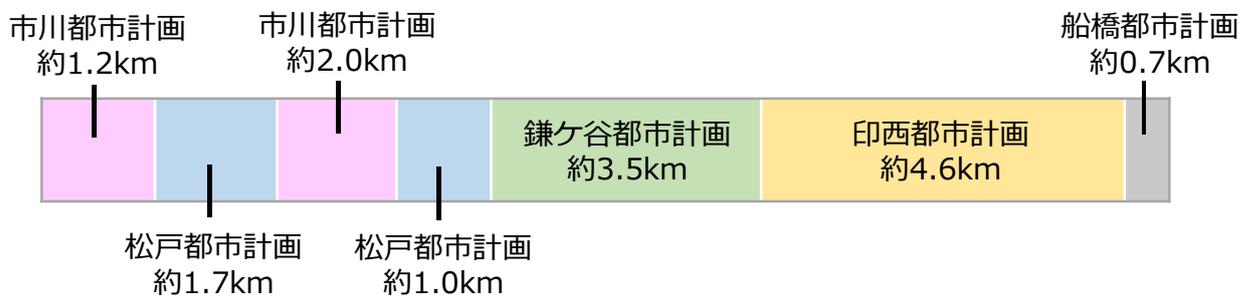
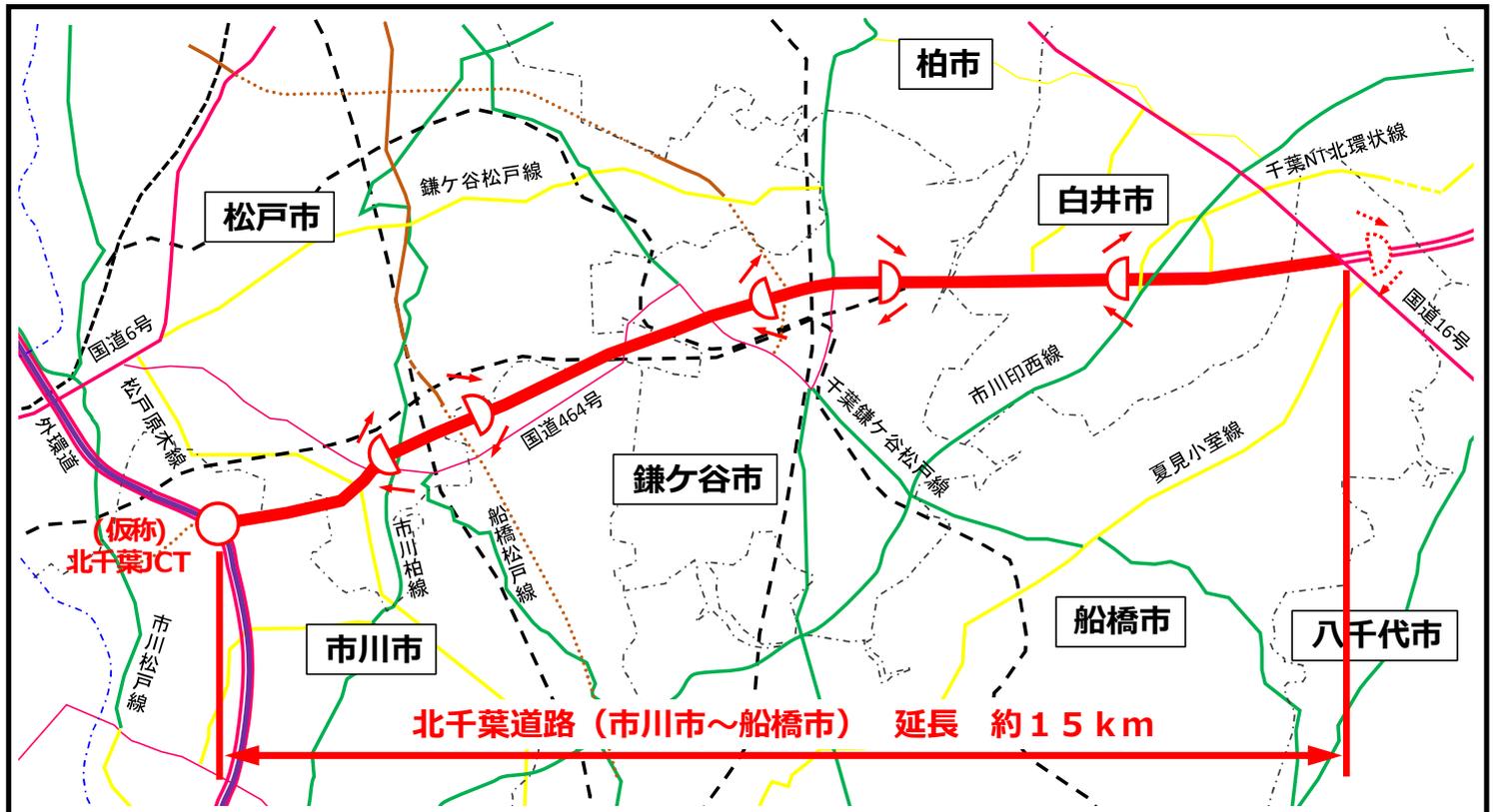
◆ 北千葉道路の構造

今回、都市計画決定する道路の構造は以下のとおりです。

項目	内容
起終点	起点 千葉県市川市 終点 千葉県船橋市
延長	延長 約15 km
道路の車線数	・市川市～鎌ヶ谷市 (約9 km) 自動車専用道路 (専用部) 4車線 一般国道 (一般部) 4車線 ・鎌ヶ谷市～船橋市 (約6 km) 自動車専用道路 (専用部) 4車線
設計速度	自動車専用道路 (専用部) : 80 km/h 一般国道 (一般部) : 60 km/h
種級区分	自動車専用道路 (専用部) : 第1種第3級 一般国道 (一般部) : 第4種第1級
構造の概要	地表式 (盛土構造、切土構造)、掘割式 (掘割構造)、 高上式 (高架構造)、地下式 (トンネル構造)

◆ 都市計画区域について

北千葉道路 (市川市～船橋市) の道路やインターチェンジ等の概ね位置は下図のとおりで、5つの都市計画区域に跨ることから、各区域毎に道路の位置、規模、構造などの計画を定めます。



◆ 都市計画道路とは

- ・都市計画法に基づき、ルートや幅員などを定める道路です。
- ・都市計画道路の区域内では、一定の建築行為が制限されます。

【許可基準】

当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除去することができるものであると認められること。

- ・階数が二階以下で、かつ、地下を有しないこと。
 - ・主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- ※市によって許可基準等を設けているため詳細は各市にお問い合わせください。
- ・国道や県道、自動車専用道路等は県、その他の道路は市が、決定及び変更を行います。

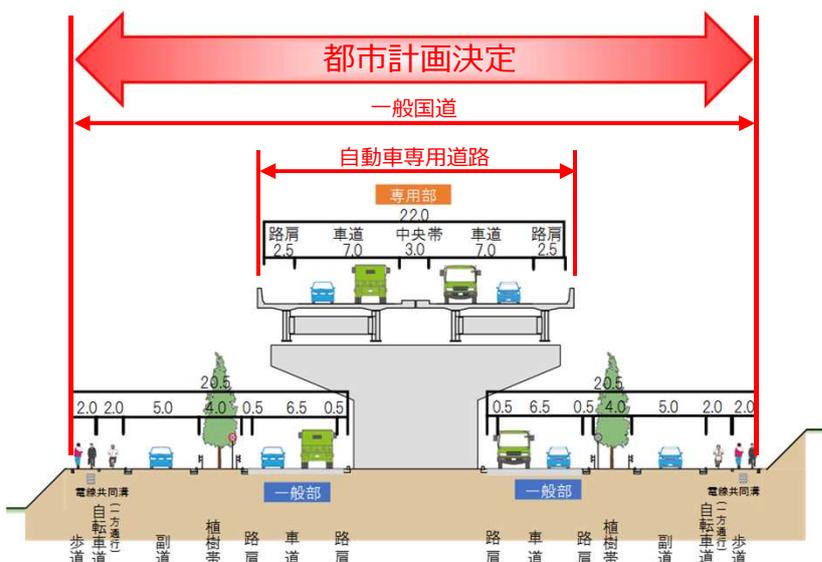
◆ 都市計画決定する区域について

- ・専用部（自動車専用道路）と一般部（一般国道）のそれぞれの範囲について、車道や歩道等になる区域（法面は含まない）を今回決定します。

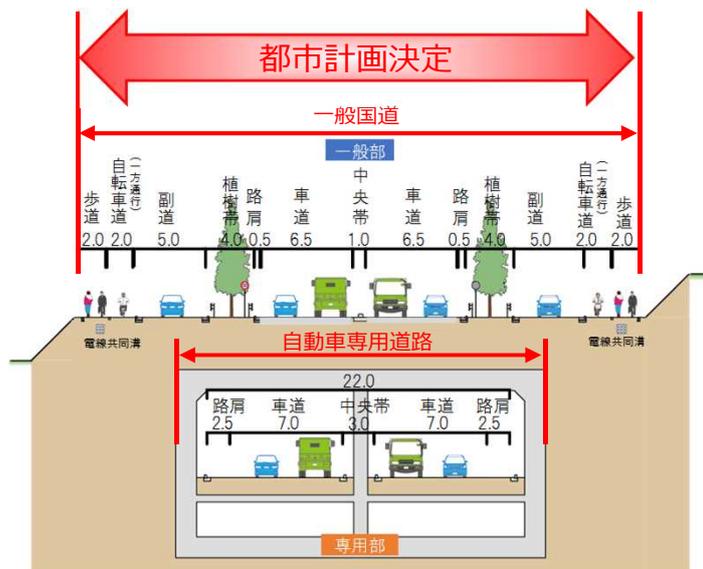
※事業化後、詳細な測量や設計により、必要に応じて法面等を設けることとなるため、道路整備を行う範囲とは異なる可能性があります。

◆ 都市計画決定区域のイメージ

高架部

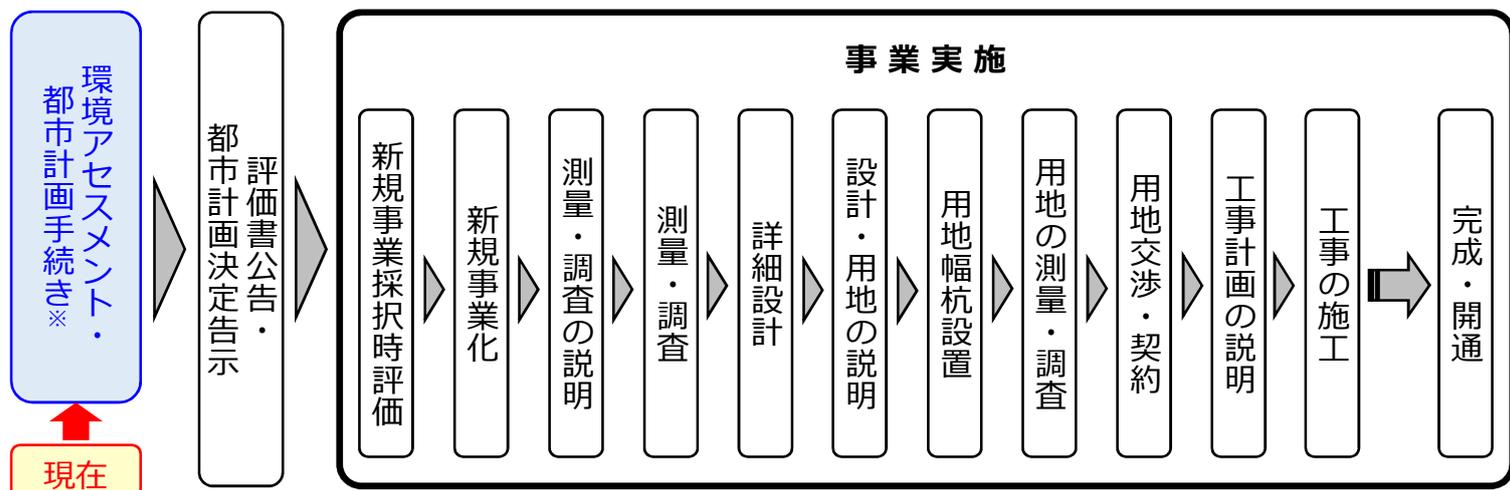


地下部



■ 事業実施の流れ

環境アセスメント・都市計画手続きが完了した後の一般的な事業実施の流れは以下のとおりです。



※：環境アセスメントと都市計画手続きの流れの詳細はP 1に記載してあります。

● ご質問・お問合せ先 ●

○都市計画の手続きに関するお問合せ先

・北千葉道路の変更について

千葉県 県土整備部 都市整備局 都市計画課 都市計画班

TEL : 043-223-3376

ホームページ : <https://www.pref.chiba.lg.jp/tokei/>

・関連都市計画道路の変更について

市川市 道路交通部 交通計画課

TEL:047-712-6341

松戸市 街づくり部 都市計画課

TEL:047-366-7372

白井市 都市建設部 都市計画課

TEL:047-401-4682

船橋市 建設局 都市計画部 都市計画課

TEL:047-436-2574

鎌ヶ谷市 都市建設部 道路河川整備課

TEL:047-445-1449

○事業計画に関するお問合せ先

千葉県 県土整備部 道路計画課 北千葉道路班

TEL : 043-223-3124

ホームページ : <https://www.pref.chiba.lg.jp/doukei/>

MEMO

令和元年10月18日
関東運輸局自動車技術安全部管理課

つけて走って広げよう、地域の魅力！

～新たな地域名表示による地方版図柄入りナンバープレートのデザイン決定～

国土交通省においては、“走る広告塔”としてのナンバープレートの機能に着目し、昨年10月より地域の風景や観光資源を図柄にした地方版図柄入りナンバープレートの交付を開始しております。関東運輸局管内においても現在9地域に図柄が施されておりますが、来年5月頃より、新たな地域名表示による7地域の地方版図柄入りナンバープレートの交付も開始いたします。

この度、その具体的デザインが決定しましたのでお知らせします。

1. 新たに追加される7地域の具体的デザイン〔〕内は、管轄の自動車検査登録事務所名



2. 地域の取組みへの寄付金の活用

フルカラーの図柄入りナンバープレートについては寄付金（1,000円以上）をお願いし、導入地域における交通改善、観光振興などに資する取組みを支援します。

【配布先】茨城県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、群馬県政記者クラブ、都庁記者クラブ
埼玉県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、山梨県政記者クラブ、横浜海事記者クラブ、関東運輸局記者会〔ハイタク等専門紙〕物流専門紙

【問い合わせ先】国土交通省関東運輸局自動車技術安全部管理課 鷺巣、藤城

電話：045-211-7253（直通）FAX：045-201-8813

北海道

知床（北海道斜里郡等）



<知床の雄大な自然>

苫小牧（北海道苫小牧市）



<ウトナイ湖とアイスホッケーの街>

東北

弘前（青森県弘前市等）



<弘前城・桜色のお堀と岩木山>

関東

白河（福島県白河市等）



<春の小峰城>

松戸（千葉県松戸市）



<松戸の風景>

市川（千葉県市川市）



<市川の梨と街と江戸川>

関東

船橋 (千葉県船橋市)



<梨とアンデルセン公園>

市原 (千葉県市原市)



<菜の花と桜と里山トロッコ>

江東 (東京都江東区)



<東京ゲートブリッジ>

葛飾 (東京都葛飾区)



<菖蒲・川・カワセミ>

板橋 (東京都板橋区)



<躍動感溢れるカラフルな木・花・鳥>

上越 (新潟県糸魚川市等)



<上杉謙信と桜>

中部

伊勢志摩（三重県伊勢市等）



<吹き行く魅力>

四日市（三重県四日市市）



<輝く四日市>

近畿

飛鳥（奈良県橿原市等）



<朱雀>

中国

出雲（島根県出雲市等）



<八岐大蛇>

四国

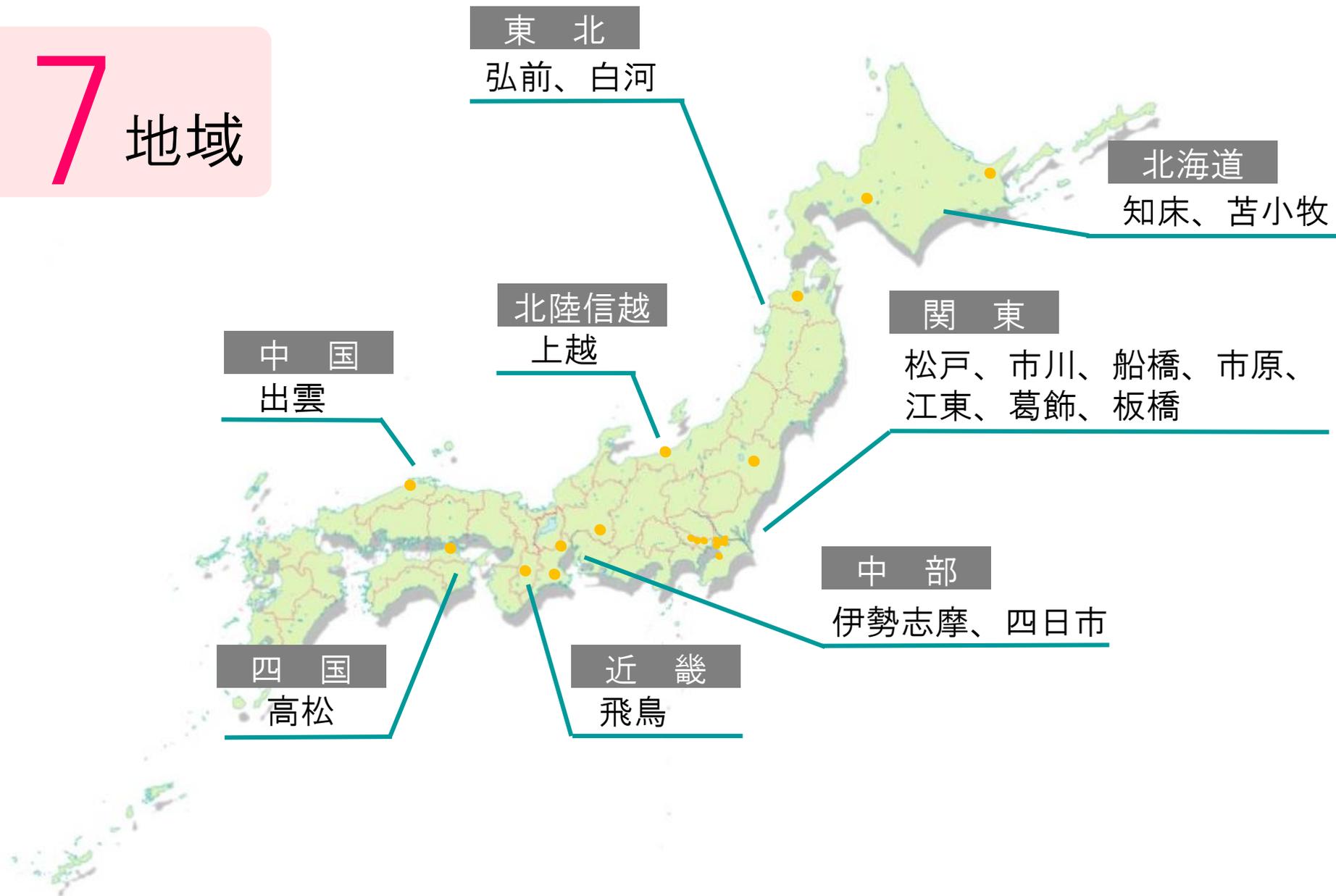
高松（香川県高松市）



<高松港から屋島を望む>

【地域名表示の追加】（令和2年5月頃交付開始予定）

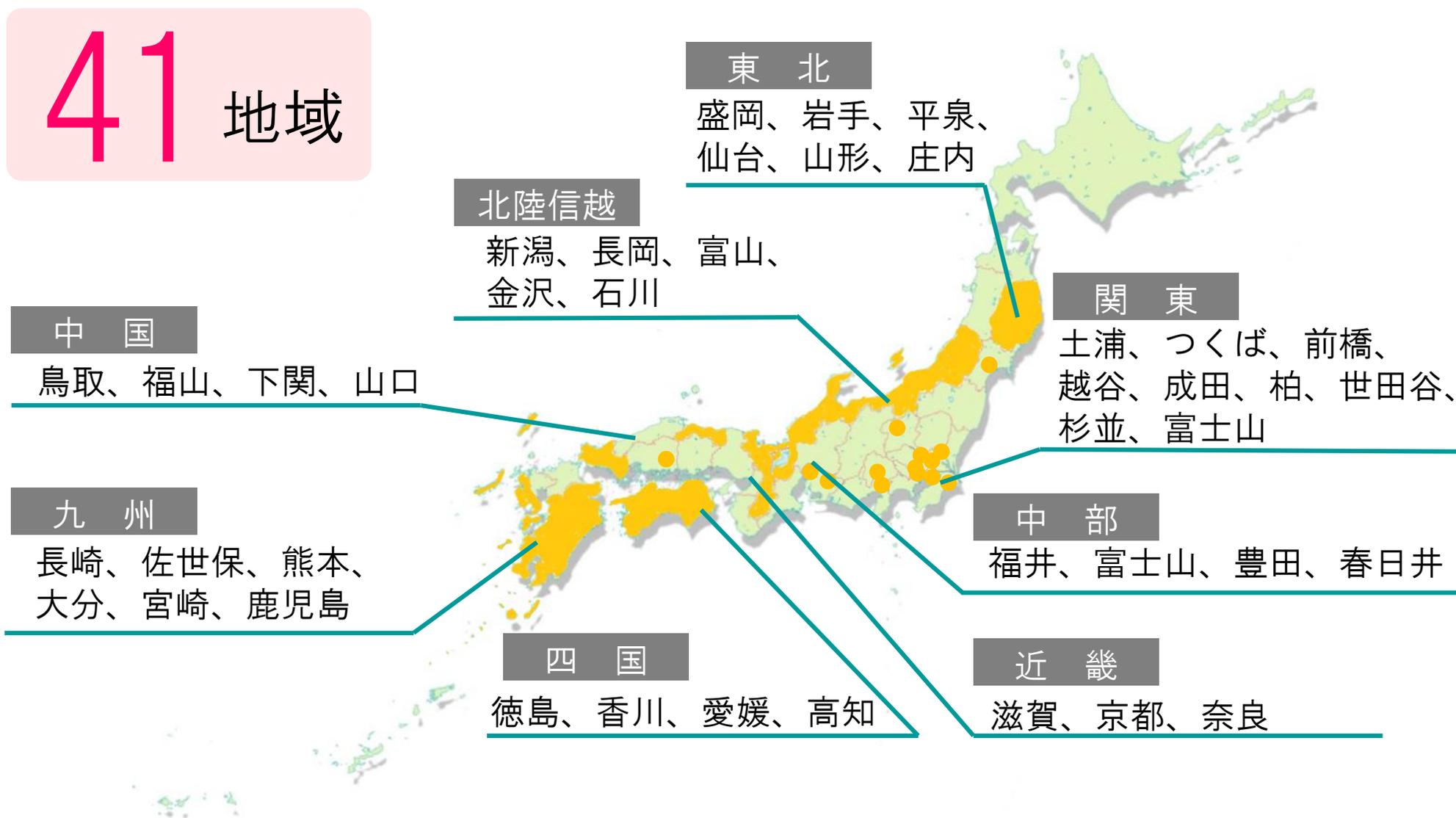
17 地域



新たな地域名表示による地方版図柄入りナンバープレートの導入地域

運輸局	導入申込予定地域 (ナンバー表示)	対象区域
北海道	知床	斜里郡（斜里町、清里町、小清水町）、野付郡（別海町）、標津郡（中標津町、標津町）、目梨郡（羅臼町）
	苫小牧	苫小牧市
東北	弘前	弘前市、中津軽郡（西目屋村）
	白河	白河市、西白河郡（泉崎村、中島村、西郷村、矢吹町）
関東	松戸	松戸市
	市川	市川市
	船橋	船橋市
	市原	市原市
	江東	江東区
	葛飾	葛飾区
北陸信越	上越	糸魚川市、妙高市、上越市
	伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市、多気郡（明和町）、度会郡（度会町、玉城町、南伊勢町）
中部	四日市	四日市市
近畿	飛鳥	橿原市、磯城郡（三宅町、田原本町）、高市郡（高取町、明日香村）
中国	出雲	出雲市、仁多郡（奥出雲町）、飯石郡（飯南町）
四国	高松	高松市

41 地域



地方版図柄入りナンバープレートの種類

対象車種		登録自動車(自家用)	登録自動車(事業用)	軽自動車(自家用)
通常の ナンバー プレート				
図柄入り ナンバー プレート	寄付金付き			
	寄付金なし			

	通常のナンバープレート	図柄入り（寄付金なし）	図柄入り（寄付金あり）
登録自動車 （自家用）			
登録自動車 （事業用）			
軽自動車 （自家用）			
交付手数料等 （前後2枚の料金）	番号指定なし：1,490円 希望番号：4,240円 *令和元年10月以降の登録自動車の料金	7,000円～8,000円 *「番号指定なし」「希望番号」 とも同一手数料	7,000円～8,000円＋寄付金 ・寄付金は1,000円から *「番号指定なし」「希望番号」 とも同一手数料